十九、本田技研工業株式会社ほか二名に対する件

昭和四十五年（排）第三号

排除命令

東京都中央区八重洲五丁目五番地
本田技研工業株式会社
右代表者　代表取締役　本田宗一郎

福島県福島市南町百八十二番地
福島ホンダ販売株式会社
右代表者　代表取締役　関登

福島県郡山市中町一番二号
株式会社　阿部モータース
右代表者　代表取締役　阿部博

当委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、本田技研工業株式会社ほか二名は、それぞれ、福島県において、昭和四十四年四月一日から同年五月三十一日までを期間とし、「NO・1ホンダセール」と称して行なつた懸賞による景品類の提供が、不当景品類及ぶ不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二、本田技研工業株式会社ほか二名は、それぞれ、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する行為を再び行なつてはならない。

三、本田技研工業株式会社ほか二名は、それぞれ、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四、本田技研工業株式会社ほか二名は、それぞれ、第一項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

一、本田技研工業株式会社は、肩書地に主たる事務所を置き、主として自動車の製造販売業を営む事業者であり、また、福島県郡山市開成三丁目九の三所在の同社福島営業所は、福島県一円の地域（ただし、福島県いわき市およびその周辺の地域を除く。以下同じ。）において乗用自動車（ホンダN三六〇）、福島県会津地方において商用自動車（ホンダLN三六〇およびホンダTN三六〇）を卸売販売している。

福島ホンダ販売株式会社は、肩書地に主たる事務所を置きき、本田技研工業株式会社の代理店として、福島県県北地域において

前記商用自動車を卸売販売している事業者である。

株式会社阿部モータースは、肩書地に事務所を置き、本田技研工業株式会社の代理店として、福島県県南地域において前記商用自動車を卸売販売している事業者である。

二、本田技研工業株式会社福島営業所、福島ホンダ販売株式会社および株式会社阿部モータースは、福島県一円の地域における一般消費者を対象に、「ホンダNO・1セール」と称して、昭和四十四年四月一日から同年五月三十一日までの期間に、ホンダN三六〇（スタンダード三十一万八千円からカスタム四十万三千円までの四種類）、ホンダLN三六〇（三十一万円）、ホンダTN三六〇（三十万九千円）のいずれか一台買上げるごとに、販売店を通じて抽せん券一枚を与え、抽せんにより、特賞カラーテレビ（三洋電機一九CT八五〇〇型十四万円相当）を三名、一等賞ルームクーラー（三洋電機FC二〇三型四万二千円相当）を十名、二等賞カーステレオ（三洋電機FT二八〇型二万四千円相当）を五十名に提供することを企画し、この旨を昭和四十四年四月十三日付および同年五月五日付福島民報ならびに同年四月三十日付福島民友のいずれも福島県県北、県南および会津地方版に広告し、また、この企画について表示したチラシを販売店を通じて福島県一円の地域に配布し、前記企画を実施した。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額は、三十万九千円であつて、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、五万円である。よつて、前記景品類中特賞の景品類の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、本田技研工業株式会社、福島ホンダ販売株式会社および株式会社阿部モータースの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十五年一月二十一日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子